

○三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年6月29日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設(以下「指定施設」という。)の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (7) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (8) 指定施設における利用料金に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に申請しなければならない。

- (1) 申請することができる資格を証する書類
- (2) 当該団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (3) 指定施設の管理に係る事業計画書
- (4) 指定施設の管理に係る収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定候補者の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)として選定する。この場合において、市長は、あらかじめ三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第2条に規定する三田市指定候補者選定委員会を設置し、その選定手続を経て選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、指定施設の効用を最大限に発揮させるとともに、指定施設の効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書による管理を安定して行うために必要な人的及び物的能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定施設の設置の目的を達成するために必要と認める事項

(平21条例2・一部改正)

(公募によらない指定候補者の選定)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条の規定にかかわらず指定候補者を選定することができる。

- (1) 指定施設の管理上、指定候補者の選定に緊急を要する場合
- (2) 公募に対し、申請がない場合
- (3) 申請のあった団体に前条各号の基準に該当するものがない場合
- (4) 指定施設の設置の目的、性格及び規模等により公募に適さない場合その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合
- (5) 指定管理者の指定を受けた団体が第7条の協定の締結をしない場合

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、法第244条の2第6項の議決があったときは、当該議決に係る指定候補者を指定施設の指定管理者に指定する。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と指定施設の管理に関する協定を締結しなければな

らない。

2 前項の協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 指定施設における利用料金に関する事項
- (3) 指定施設の管理経費の額及び支払方法に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 指定施設の管理の業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項
(誓約書の徴取等)

第7条の2 市長は、前条に規定する協定の締結に当たり、必要があると認めるときは、三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第9号)第6条第2項第1号の規定に基づき、同号に規定する誓約書を徴取することができる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、同項第2号の規定に基づき、当該相手方が暴力団等(同条第1項に規定する暴力団等をいう。以下同じ。)であるか否かについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(平24条例9・追加)

(事業報告書の提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内(病院事業に係る指定管理者の場合にあっては2箇月以内)に、その管理する指定施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定施設の管理の業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入の実績
- (3) 指定施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(令8条例7・一部改正)

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、指定施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が暴力団等であると認められるとき、前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより当該指定管理者に損害を生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

3 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(平24条例9・一部改正)

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)又は前条第1項の規定によりその指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった指定施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する指定施設又はその設備を損壊し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(市長による管理)

第13条 市長は、第10条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により指定施設の管理に係る業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において市長が必要と認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、当該管理

に係る業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 第6条第2項の規定は、市長が管理に係る業務を自ら行う場合について準用する。

(秘密保持義務)

- 第14条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、指定施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は指定施設の管理目的以外の目的に使用してはならない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

- 第15条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第13条まで及び次条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

(委任)

- 第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年条例第2号)抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 この条例前項の規定による改正後の三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の2の規定は、この条例の施行の日以後に行う指定管理者の指定について適用し、同日前に行われた指定管理者の指定については、なお従前の例による。

付 則(令和8年条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により病院事業管理者(以下「管理者」という。)が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により管理者に対して行われた請求その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた請求その他の行為とみなす。